



最高裁秘書第1410号

平成26年6月10日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総局秘書課長 堀 田 眞 哉



司法行政文書不開示通知書

平成26年5月14日付け（5月15日受付，最高裁秘書第1252号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり，開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称

- (1) 裁判所の事件記録に対し，弁護士会照会がされた場合の対応方法について書いてある文書
- (2) 裁判所の事件記録に対し，民事事件の受訴裁判所の調査嘱託がされた場合の対応方法について書いてある文書
- (3) 裁判所の事件記録に対し，刑事事件の受訴裁判所の公務所照会がされた場合の対応方法について書いてある文書

2 開示しないこととした理由

1の各文書は，存在しない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）